

学校感染症と出席停止について

学校保健安全法に基づく基準によって、下記の表の感染症に罹患した場合、他者への感染のおそれがある間は出席停止となります。出席停止期間は欠席扱いにはなりません。

治癒し登校するにあたっては、『登校許可証明』を医療機関にて記入していただき、担任に提出してください。なお、インフルエンザ罹患の場合は、治癒の証明を保護者に記入していただく形式の『インフルエンザ証明書』の提出でも登校可とします。

	感染症名	出席停止期間の基準
第一種は省略、治癒するまで		
第二種	1)インフルエンザ	1)発症後5日かつ 解熱した後2日経過するまで。
	2)百日咳	2)特有の咳がなくなるまで 又は 5日間の適正な抗菌性物質による治療終了まで。
	3)麻疹	3)解熱した後3日経過するまで。
	4)流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	4)耳下腺等の腫脹が発現した後5日を経過し かつ全身状態が良好になるまで。
	5)風しん	5)発疹がなくなるまで。
	6)水痘(水ぼうそう)	6)すべての発疹が痂皮化するまで。
	7)咽頭結膜熱(プール熱)	7)主要症状がなくなって2日経過するまで。
	8)結核	
	9)髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎(はやり目)、急性出血性結膜炎、その他感染症	医師により伝染するおそれがないと認められるまで。

第三種その他感染症：溶連菌感染症、手足口病、感染性胃腸炎(ノロウイルス)など
医師が必要と認めた場合のみ出席停止とする。

登校許可証明書

年 組 番 氏名

感染症名()

出席停止期間 年 月 日() ~ 月 日()

上記感染症は軽快し、感染のおそれがないので、登校してよいことを証明します。

年 月 日 医療機関名

又は医師名 印